



栃木県公報

令和2（2020）年
5月27日（水）
号 外
第 39 号

目 次

条 例

○知事等の給与の特例に関する条例の一部改正..... 1

本号で公布された条例のあらまし

◇知事等の給与の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第30号）

- 1 令和2（2020）年6月1日から同年12月8日までの間において、知事等の給料月額の特例率を次のとおり引き上げることとしました。（附則第4項関係）
 - (1) 知事 100分の15（現行100分の10）
 - (2) 副知事 100分の10（現行100分の7）
 - (3) 教育長及び常勤の監査委員 100分の7（現行100分の5）
- 2 この条例は、令和2（2020）年6月1日から施行することとしました。

条 例

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年五月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第三十号

知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与の特例に関する条例（平成二十八年栃木県条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（知事及び副知事の給与の特例）</p> <p>第一条 知事及び副知事の給料月額は、平成二十九年一月一日から令和二年十二月八日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第二号）第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 3 略</p> <p>（令和二年十二月八日までの間における知事</p>	<p style="text-align: center;">（知事及び副知事の給与の特例）</p> <p>第一条 知事及び副知事の給料月額は、平成二十九年一月一日から平成三十二年十二月八日までの間（以下「特例期間」という。）において、知事等の給与及び旅費に関する条例（昭和二十九年栃木県条例第二号）第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 ～ 3 略</p>

等の給料月額に関する特例)
4 令和二年六月一日から同年十二月八日まで
の間における第一条から第三条までの規定の
適用については、第一条中「百分の十」とあ
るのは「百分の十五」と、「百分の七」とあ
るのは「百分の十」と、第二条及び第三条中
「百分の五」とあるのは「百分の七」とす
る。

附 則

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

(人事課)